

Title	フランスにおける土地所有と領主
Sub Title	Corvée, service militaire et justice en France avant la Révolution
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.12 (1973. 12) ,p.909(15)- 923(29)
JaLC DOI	10.14991/001.19731201-0015
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19731201-0015">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19731201-0015</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# フランスにおける土地所有と領主

渡 辺 國 廣

はしがき

夫役の欠落  
軍務の解消  
雑負担の返上  
裁判所の功罪  
葡萄の奪回

は し が き

土地について所有のことを考える際、必ずや彼は、領主の傘のことを意識しなければならない。こうした傘の下、どういふ注文が、土地について所有のことを考えなければならない状況にある者に向い、ぶつけられることになったか。その一端に、本稿は触れる。こうした傘でも、なおそれをないものに、所有のことを考えたいという動きが、フランスでも起った。かかる動きに盛上がりを与えていったのが、フランス革命というものにはかならない。

所有する土地のことで、領主の傘を頼ってきた者に対し領主は、夫役を申しつけた。土地であれば、そこにはきつと夫役が及ぶものと、領主は、土地について所有のことを考えなければならない状況にある誰彼の別なく、夫役を召上げることにした。領主がかかる挙に出た背後には、土地について所有のことを考えなければならない者が彼の所有する土地のため領主の傘の下にはいる、はるか以前から当の土地には、領主の力が及んでいたという思い上がりがあったとみなければなるまい。これに対し、領主がその傘下の者から強要してきた治安維持のための負担をみるに、領主がこれに向かう態度は、いかにも寛容であり、夫役の場合と打って変わっていた。王が領主にかわり治安のための責任を引受けるよ

うになり、もう領主には、治安について責任がないという以上、治安維持のため傘下の者に何らか負担させていいわけではないと、領主は早々と引下がってしまったわけだ。かかる決断からみて、治安維持のため何らか負担するも止むを得まいということは、所有する土地のことで領主の傘を頼らざるを得なかったことの、正真正銘の代償という以上の何ものでもなかったのであった。しかしかかるほどの代償ということであれば、要求する根拠は明白であり、間違いなくそれを果させるべく領主が懸命になるのも当然といわなければならない。傘下の者と対し、あれこれのことの運びに円滑を期す領主のなかには、裁判所を主宰する者が現われた。今や所有する土地のことで領主の傘を頼ってきた者は、領主に対する違反のいちいちについて、裁判所に告発されるということになってしまった。しかしこのことが違反をただす上、どれだけ効果があったか、疑問である。むしろ裁判所がまともに機能したとは思えない。今や違反も勝手である。領主の傘は、土地について所有のことを考えなければならない状況にある者の期待と裏腹に、かなり弱体化してきていた。その一端は、領主が葡萄に対する特別の地位を断念したことからも知り得よう。

本稿は、「フランス経済史における土地の所有」ということで調べつつあることの、一部である。今後も積重ねを続け、挙句、領主の傘の下、所有ということに対し与えられた位置いかんを手がかりに、こうした所有とは一体何かという命題に答えることができばと思っている。土地について、所有ということを、どういう扱いにしたものかは、領主を越え、今の今も変わらない重大事であることに何の異論もあるまい。なおこれからしばらく<sup>(1)</sup>の仕事、先般来の私の仕事との関連で書かれていくことになろう。

(1) 本誌の64巻8, 12号, 65巻5, 8, 12号, 66巻8, 10号に所収の7編のこと。以下に順を追って題目を示す。「自主地 分与地 世襲地」, 「利用と所有」, 「フランス革命と地役権」, 「フランス革命の土地所有」, 「国有地とフランス革命」, 「フランス革命と入会部分」, 「フランス革命の土地問題」。

## 夫 役 の 欠 落

土地であれば、そこにはきっと夫役の負担が及んだ。夫役を負担させることにより領主は、土地に対する力を誇示し得たものと思った。

これほどの夫役だが、若干の地方では、その負担を、農用地だけに限っていた<sup>(1)</sup>。また地方により、夫役負担のない場合が確認されている<sup>(2)</sup>。今や夫役について、領主の後退は明白であった。この傾向は 18 世紀にはいり、いよいよ強まっていった。それを、解放の貴重な成果とみて差支えなからう<sup>(3)</sup>。しかしこうしたなかにあっても、夫役を、領主の傘のうちの最重要なものとし、徴発を続けるという場合すら散見できる<sup>(4)</sup>。

(1) Maine で、そう。DE LA MONNERAYE, *Le Régime féodal et les classes rurales dans le Maine*, N. R. H. D. 1921, pp. 222—223 参照。また RAMIÈRE DE FORTANIER, *Les Droits seigneuriaux dans la Sénéchaussée et Comté de Lauragais (1553—1789)*, p. 53 の指摘に注意。

(2) Lorraine が、そう。MATHIEU C., *L'Ancien régime en Lorraine et en Barrois*, 2<sup>e</sup> éd. 1907, p. 316 参照。

(3) この評価は、LOUTCHISKY, *L'état des classes agricoles en France avant la Révolution*, p. 30 に従うのである。

(4) Bretagne で、そう。SÉE H. E., *Les Classes rurales en Bretagne, du XVI<sup>e</sup> siècle à la Révolution*, 1906, p. 101 et suiv. に注意。

二

夫役であるわけだが、土地について所有のことを考えなければならぬほどの者なら、それを避けて通ることはできない。夫役は、単純な労力奉仕と、役畜の提供の、二つからなった。これらのいずれもがもろに強要された時、苦痛にたまりかね、土地を捨てる者すら出た<sup>(1)</sup>。たまたま直轄分が残るところでは、18 世紀の段階でも夫役を、経営のため欠くべからざるものと、ひどく重宝がつている<sup>(2)</sup>。このほか、傷んだ館の修復、水車場の修理、運河の浚渫等の際し、領主は必要に応じ夫役を召上げた。これら臨時の夫役だが、18 世紀にはいってその徴発を強化する地方もあった<sup>(3)</sup>。

夫役をめぐるのは、とにかくこうした負担が土地に及んでいいものか、議論が続いた。土地であれば、領主がそこから夫役を召上げることができた根拠について、一般に考えられていたところは非常にまちまちであった。いわく、領主が長期にわたり、ほとんど 30 年から 40 年、支配を持続したことの代償と、夫役をみる立場、しかしそれだけでは夫役を召上げることがなお不十分であり、負担する側も夫役に喜んで応ずるということではなければならないとする反論、また土地であれば、夫役がそこに及ぶのも止むを得まいとする諦念、とにかく見解は大きく分れたのであった。

(1) この点を、MILLOT, *Le Régime féodal en Franche-Comté au XVIII<sup>e</sup> siècle*, p. 105 et suiv. にみよ。

(2) 例えば、HUBRECHT G., *Les droits seigneuriaux dans la région sedanaise à la fin de l'ancien régime*, 1936, p. 10 の指摘。

(3) Bretagne で、そう。SÉE, p. 101 et suiv. に注意。

## 三

夫役を召上げるについては、何かと問題が多い。これを反映し 18 世紀にはすでに、明確な理由づけがなければ、夫役を強要できなくなっている。理由なく夫役を徴発することは、恐喝にも等しいとされたのであった。かかる背後には夫役と対し、根深い嫌悪感があったということを否定できない。

もはや領主といえど、夫役を、大概のところでは、勝手に召上げることができなかった。領主の力が強く残るとされる地方でも、夫役の徴発について領主に、いささかの恣意も許され<sup>(1)</sup>ない。しかしまた領主の勝手を、仲裁により封じようという。こうしておいおい、大部分のところでは、夫役は年間、2日ないし3日、しばしばそれ以下ということになっていった。<sup>(2)</sup>例えば、犁のある者に対しては、春、夏、秋に、それぞれ1日ずつの犁耕が、犁のない者に対しては、除草、刈草の乾燥、刈入れ、ぶどう取入れ等のため、春、夏、秋に、それぞれ1日ずつの労力奉仕が、割当てられるといった工合<sup>(3)</sup>であった。そしてこれを規準に、夫役を最大限、年間12日に抑えようという動きが現われた。事実また王の命令により、夫役を年間に5日、10日、12日のうちから、領主の都合により<sup>(4)</sup>選ばせるという場合もあったくらいだ。

しかしなお夫役については、それを負担する側にとり有利なよう、ことを運ぼうとする動きが続いた。こうしたなかで、夫役を連帯責任とした地方が現われた。しかしまた領主による夫役の徴発を、一定時期に限ろうという地方もあった。かかる優遇措置にもかかわらず、夫役について、これに応じなかった場合、領主はかわりに貨幣を要求することができ、また事情によっては、損害賠償すら取立てるということが許されたのであった。もはや夫役と対し領主は、貨幣代納も差支えないといわんばかりである。こうした限り、夫役ということの原則に反しよう。今では夫役を、労力か貨幣の、いずれかにより応じてもいいというのであった。そしてこの選択は、夫役を負担する側の都合にまかせられるということになった。にもかかわらず領主は、農繁期に夫役を要求できない。また夫役を夜間にまでわたらせるということについて、領主はこれを避けなければならなかった。加えて、夫役を、従前のまま無償としておくことには、何か割切れないとする。事実これを受け、領主が夫役負担者のため食事を出し、また必要に応じ、領主の側で、役畜すら準備したのであった。夫役のため遠く出て、晩にしか家に戻れないという場合、また夫役に狩出され、このため一家の生活に無理がかかるような場合、領主はこうしたケースと対し、前者では、夕食を与え、一晩だけ泊めてやること、後者では、食事を出すこと、といった手当<sup>(5)</sup>をしていた。夫役のことでは、領主は譲歩のしっぱなしだったわけだ。

今や土地から、夫役が欠落する時が迫った。実際にも夫役は消滅してしまったというに近い。あ

るとしても、例外的なことに属した。夫役だが、今は息も絶え絶えである。しかしこうした夫役に対してすら、強い苦情が出た。この点が陳情書には露骨に語られるところとなっていた。<sup>(6)</sup>それは、確かな根拠もなく狩出されたことに対する苦情だった。

- (1) Bretagne が、しかり。SÉE, p. 101 et suiv. 参照。
- (2) この点、DE LA MONNERAYE, pp. 222-223 に従う。
- (3) MATHIEU, p. 316 に。
- (4) Dictionnaire de RENAULDON, p. 206.
- (5) こうした経過は、HOFFMANN, *L'Alsace au XVIII<sup>e</sup> siècle*, 1907, III, p. 176 から。
- (6) その一端を、DE LA MONNERAYE, pp. 222-223 にみよ。

### 軍 務 の 解 消

—

領主は治安の維持に責任があった。これに必要な経費を、領主は戸別か人頭別に、ご用金<sup>(1)</sup>という<sup>(1)</sup>ことで調達していた。土地について所有をまっとうしたいと願うほどの者なら、これに応じなければならぬ。ご用金には、年間に2回、定時に、もしくは何年目かにやはり2回、取立てられるという場合と、必要に応じ召上げられる<sup>(2)</sup>という場合<sup>(2)</sup>の、二種があった。ただし後者は、自由の出の者の負担ということに限られていた。

前者についていえば、額を年々、領主が指示する。かかる際、領主の勝手は封込まれた。しかしその額は、各戸50スー前後から、場合により450リーブルまでと、領主の間でばらつきが大きかった。こうしたご用金だが、多くの場所で、いち早く消滅<sup>(3)</sup>する。王が常備軍を持ち、領主が治安の責任を王に転嫁した時、領主にかわり王が、全土的にご用金を召上げるようになった<sup>(4)</sup>ため、消滅するにいたったのであった。王はまた、領主がご用金を徴収することを禁止した。従って王は、ご用金を自分の手に移すことに積極的でした<sup>(5)</sup>といっている。こうして18世紀にはもはや、領主がご用金に関係するということは非常にまれとなった。事実また陳情書でも、ご用金のことについて触れようとするまい。

しかしもとより、ご用金の痕跡すらなくなったというのではない。奴隸の出でありながら、土地にありつきた者に対しては、各地で、依然としてご用金が残った。その場合、額も、領主の恣意によったことが確認<sup>(5)</sup>されている。しかしまた、額の決定に際し、恣意によらないまでも、しばしば領主は奴隸という身分から解放したことの代償のつもりで、定額のご用金を、7歳以上の家族全員から人頭別に召上げ続ける場合があった。そればかりか、村に移り、1年と1日たった、いわゆる新

参者に対し、家族数に応じ、ご用金の支払が要求されるという場合がみられた。領主がご用金を断念したとすれば、もはや自由の出の者に限ったといわなければならない。ご用金として自由の出の者に課していても、しばしばそれが家産税と込みで扱われるということすらあった。<sup>(6)</sup>ご用金は急ぎ、家産税のなかに埋没していった。

しかしまたご用金には別に、必要に応じ召上げられるというのがあった。軍装費、長女の結婚資金、外国旅行費、捕虜のための身代金等、それらの出費に迫られた時、領主は臨時にご用金を取立てた。ご用金としては、かかる臨時分だけに限定した場合すらあった。<sup>(7)</sup>しかしご用金を召上げるについて、その範囲に関し、厳重な制限があるわけではなく、場合によっては、領主の長男の軍装費、領主の結婚資金、妻の出産費まで、臨時のご用金によりまかなわれていた。しかしおおい、ご用金を取立てることができるのも、結婚とか出産とか、土地購入に限られるようになった。そしてこれと共に、ご用金を臨時に取立てるという慣例も、ごく例外的なことになっていった。しかし領主が臨時のご用金を放棄したというのではない。成文法の地方では、家産税を倍額にするということで、そのかわりとした。しかしご用金を取立てる場合、慣習による地方では、1年に1回という調整を、領主がのまざるを得ない事情にあった。もはや領主といえど、必要に応じご用金を、年間何回でも取立てていいというわけのものでもない。しかしまた、領主が臨時のご用金を要求できる相手も、自由の出の者に限られていた。このことから臨時のご用金を、自由なご用金と呼んだ。ただ例外的に、若干の場所で奴隸の出の者に対し領主は、娘のための結婚費用を調達すべく、ご用金の臨時徴発を考えた。<sup>(8)</sup>

- (1) *taille seigneuriale* を、ご用金とした。
- (2) これが、前出の場合と区別、*aide* と呼ばれるもの。
- (3) そのいい例が、*Bretagne* で、これをめぐっては、*SÉE*, pp. 98-99 に注意。
- (4) こうしたご用金を、*taille royale* として区別。かかるご用金だが、王がその徴収を開始したのは、1439年のこと。これを王は通例人頭別により課したが、所有規模別の地方もあった。また徴収の頻度も、地方により極端に違う。
- (5) *MILLOT, Le régime féodal en Franche-Comté au XVIII<sup>e</sup> siècle*, p. 105 に言及。
- (6) この点は、*DE LA MONNERAYE* をみよ。
- (7) かかる事態を、*RAMIÈRE DE FORTANIER* についてみよ。
- (8) この点に関しては、*MILLOT*, p. 108 に注意。

二

領主には砦があった。土地について所有をまっとうしたいと願う者は、領主から求められるまま、きつとこの砦に出て、警備の仕事に従わなければならない。それを果させるべく、しばしば領主は強い態度に出た。しかし砦を持つ領主がすべて、警備出動を強要できたというわけのものではな

った。警備出動を強要できたのは、交戦権を認められた領主に限られていた。またかかる領主の下といえど、警備出動を戦時に限定する場合があった。

こうした警備出動だが、<sup>(1)</sup> おいおいと警備税に転じ、貨幣か現物により差出させるというように変っていった。貨幣の場合、王の指示もあり、一戸、5ソルということであった。現物では、各戸、小麦1カルトという場合があった。警備出動を廃し、警備税に転換した時点で、領主はすべて交戦権を失っていた。また領主は警備の仕事を王の常備軍にゆだねてしまっている。従って領主にはもう、警備税を差出させる理由がなくなってしまった。これを反映し18世紀には、多くの地方で警備税が取立てられたという痕跡すらない。<sup>(2)</sup> もし取立てられる場合も、拒否する者が続出した。こうしたことの成行には、王の支持が深く関係する。現に警備税の理由なき徴収に対し、高等法院は領主の側に敗訴の判決を下しているのである。取立てる理由がない以上、高等法院のかかる決定は当然のことといえよう。早くも領主は警備出動をめぐって、いかなる勝手も封じられることになってしまった。という以上、陳情書に、警備出動と関連していささかの不平も盛込まれていないのを驚くことはない。

しかしなお18世紀を通じ、警備税が若干の地方において取立てられていた。なかには、10ソルを召上げるといふ場合すら確認されている。<sup>(3)</sup> 10ソルでは、規準を大幅に上廻っていた。徴収の理由がないにもかかわらず、この始末である。しかしまた、警備の負担を拡張解釈し、砦の修理に必要な労力まで強要する場合。<sup>(4)</sup> 警備税の徴収により領主たる地位のあかしにしようというのであろうか、とにかく警備税をめぐっては、場所により対応がさまざまであったのだ。

(1) 例えば、vingtan, sauvement,といわれるのが、これ。

(2) DE LA MONNERAYE, ouv. cit., N.R.H.D. 1921, p. 222.

(3) Bretagne の場合。SÉE, p. 105 et suiv. 参照。

(4) ROMIÈRE DE FORTANIER, p. 72.

### 三

領主は保安税を取立てた。<sup>(1)</sup> 土地について所有をまっとうしたいと願うほどの者なら、当然この保安税に応じなければならない。額は場所によりそれこそまちまちで、一例を示せば、燕麦1セチエのほかに雌鶏1羽。<sup>(2)</sup> かかる保安税だが、村を単位に一括して課されるということがあった。

保安税をめぐっては、革命に際し、その廃止が叫ばれていた。かかる以上、領主が保安税に寄せた執心は明白である。

(1) cens en commende を、保安税とした。

(2) Hubrecht, Ann. hist. de la Rév. Fr., 1937, p. 22 に。



雑負担の返上

一

領主が属僚を出張させるに必要な経費を、土地について所有をまっとうしたいと願うほどの者なら、分担しなければならない。それをいいことに、領主は来訪者の接待すら強要した。いわゆる供応だが、この種の負担は非常に重く、できればそれを免がれたいものと、負担する側は懸命であった。しかし彼は領主との交渉で、この負担を辛抱できる程度にまで持込むのがせいぜいといわれた。こうしたなかにあっても、供応の負担をめぐる領主は、おいおいとその勝手を封じられてしまった。18世紀にはいわば、供応のため領主が他に迷惑をかけるということもなくなっている。そうした痕跡をたどることすら困難な場合があった。とはいえ、供応の事実が全土的に消滅したというわけのものでもない。若干の地方では、革命まで存続していたといわれる<sup>(1)</sup>。しかしこの段階では、以前と違い、必要に応じ強要するというのではなく、その代償として、年に所定額の貨幣を取立てるといふふうになってきている。しかしまた穀物でいいとし、年間燕麦を2カルテルとした場合が確認されている<sup>(2)</sup>。もっともこれに対してすら負担する側は大いに不平であった。

(1) Maine で、そう。DE LA MONNERAYE, p. 222 参照。また Bretagne でも、そう。Sée, pp. 107-108 参照。

(2) HUBRECHT, G., *Le régime seigneurial dans la région sédanaise*, Ann. hist. de la Rév. Fr., 1937, p. 19 に注意。

二

領主は属僚を抱えており、その面倒みのため彼は徴発に頼った。土地について所有をまっとうそうと願うほどの者は、これに応じなければならない。かかる徴発だが、無償とは限らなかった。徴発に際し、協定額を、領主の側で支払う場合が多くなった。しかし現金払ということはない。通例は15日から40日の掛によった。多くの場合、40日の掛であった。しかし掛とはいえ領主が約束に従い、実際に代金を支払ったかどうか疑わしいところだ。

徴発をめぐる、領主は実に勝手な振舞いに出た。しかし18世紀ともなれば、もう勝手が許されなくなってきた。この段階では、掛ということにしておきながら、実は支払わないという胡魔化しが通用しにくくなっている。

三

いやしくも一戸を構えているという以上、彼は領主に対しかまど税<sup>(1)</sup>を支払わなければならない。通常この支払は貨幣によったが、かまど税を支払ったについて彼は、領主が貨幣に対しやたらと手出ししないことの保証のつもりでいた。

同じかまど税といっても、支払う相手が王の出先というところがあった。かかるかまど税だが、領主に対するのと違い、2年ごとの徴収。

(1) fouage を、かまど税とした。

裁判所の功罪

一

土地について所有をまっとうしたければ、彼は領主と取交わした事項を守ってさえいればいい。この違反の摘発に領主は真剣に取り組んでいた。というのも領主が、土地について所有をまっとうしたいと願う側の求めに相当の責任を感じたからにほかならない。領主としては、いささかのルール違反も放置しようとしなかった。これにより領主は、土地について所有をまっとうしたいと願う側が領主に対し寄せる期待に答えることができると考えたのだろう。領主は自身で裁判所を主宰し、目的の完遂に万全を期することにした如くだ。

すでに違反は日常化していた。土地について所有をまっとうしたいという以上、領主に対し家産税を差出すこと、また所有ということに変更が生じた際、領主に対し移転税を支払うこと、これらはどれも避けては通れないところであったが、<sup>(1)</sup>守られないという始末であった。かかる種類の違反の摘発には裁判所が活発に動いて当然といわなければならない。現に裁判所ではそこに第一級のウェイトを置いていた。<sup>(2)</sup>しかし裁判所がこの種のルール違反と対しどれだけのことができたか、はなはだもって疑わしいところ。むしろルール違反を見過ごす裁判所が多かったというのが現実であったようだ。<sup>(3)</sup>

かかることでは、領主の態度、いかにも不真面目といわざるを得ない。実際に不真面目であったということは、領主が裁判所を主宰する態度のうちにも反映されていた。領主は裁判所に対しそれほど熱をいれようとしな。かかる限り、違反の摘発に従う裁判所を設けていても、違反に対し適切な指示を与えるべく裁判所がまともに動いたとは考えられないのである。土地について所有をまっとうしたいと思ひ、皆、領主を頼りにしていたわけだが、領主の側がこののていたらくであった。<sup>(4)</sup>

皆、がっかりし始めた。土地について所有をまっとうしたいと願う者の上を思い、領主は親身に振舞うことができなかつた。所有について、現状を固めるため領主に多くを望めない。

土地を所有しているからには、そのほかにもいろいろと面倒なことが多からう。にもかかわらず領主は、いかにも頼りにならない。第一、どの裁判所に駆け込み、最終的な断を仰いだらいいものやら、はっきりしないという始末。この原因だが、裁判所の数が多く、加えて管轄の範囲が入組んでいるという事情<sup>(5)</sup>が大きく作用した。極端な場合、同じ屋根の下にありながら部屋ごとに、管轄する裁判所が違ふということすら起つた。こうした際、相続や売却に対し一体どの裁判所が認可権を持つものやら、議論は沸騰、決定は宙に浮いてしまった。最終的には、玄関部分を管轄する裁判所が認可権を持つということに決着をみたが、そこまでいたるにつれて、かなりの空白が続いてしまつた<sup>(6)</sup>。

しかし障害は単に手続上のことにだけにとどまらない。裁判所であれば、公平に振舞わなければならないわけだが、この点が守られない仕組になっていたこと以上に裁判所に決審を仰ぐ者にとり不幸な事態はなかろう。こうなつたのは、裁判を実際に担当する者が領主の任命であつたということのため。もはや判決が領主の側に片寄ることになつて当然だろう。これでは権力の濫用ということになつてしまう。それに拍車をかけていくのが、報酬が少ないため、いきおい優秀な人たちを裁判所に迎えることができなかつたという事情。今や権力の濫用は日常化していった。現に、裁判所に迎えられたのをこれさいわいとばかりに、裁判所の外にいろいろな役職を兼務する者が多く出た<sup>(7)</sup>。これにより彼らは収入の不足を補充しようとした。かかることでは、本務の遂行に差支えが生ずる危険は大きい。それは現実になつた。裁判は担当者の欠席から長びくことが多かつた<sup>(8)</sup>。そしてこれが裁判所に断を仰いだ者の間に裁判所不信の感情を深める結果になつていく。領主の傘の下にいても、彼は安心できない。所有のことについて彼は、これまでのことが通用するとは思えなくなつてきた。

- (1) この間の事情を、本誌64巻8号所収の私の稿「自主地 分与地 世襲地」について知れ。
- (2) その一端を、Maineについては、DE LA MONNERAYE, N.R.H. 1921, p. 188-202に、また Bretagne については、GIFFARD, *Les justices seigneuriales en Bretagne*, p. 114に、みよ。
- (3) ANDREWS, *Les Paysans des Mauges au XVIII<sup>e</sup> siècle*, 1935, p. 60の指摘に注意。
- (4) 例えば、BATAILLON, *Les justice seigneuriales du baillage de Pontoise*, 1942, pp. 120-121の言及に注意。
- (5) その真相を、後続の、二により、知れ。
- (6) この例は、GIFFARD, p. 57から。
- (7) その極端な場合を、SOULGÉ, *Le régime féodal et la propriété paysanne*, 1923, p. 230に。今や裁判外の兼務が8ヵ所に及ぶ。
- (8) それを知るには、GIFFARD, pp. 269-270参照。

二

裁判所はいかにもちびた存在であった。こうした裁判所でも、すべての領主が裁判所を持つとは限らない。<sup>(1)</sup> どの領主も裁判所を持つという地方はあっても、<sup>(2)</sup> ごくまれであった。にもかかわらず18世紀には、領主の主宰する裁判所が、非常に多数存在した。<sup>(3)</sup> 極端な場合、教区に裁判所が二つという場合が確認されている。<sup>(4)</sup> 裁判所の管轄範囲は非常に多様であり、広大な領域を管轄するものから、裁判所のなかにはしばしば教戸を対象とするものまで、とにかく雑多であった。大抵は、二ないし三の教区か、それ以下を管轄範囲としていた。しかし管轄範囲の大小にかかわらず、領主が主宰する裁判所は絶対の権限を持っていた。

裁判所はもともと王に属するとみられた。こうした限り、領主が裁判所を主宰する時、王から譲渡を受け、裁判に従うというだけのことでしかなかろう。当然のこと、彼が裁判所を他に譲渡しようという際、王の許可を得なければならない。しかしまた王には、領主が主宰する裁判所の廃止を命令することも可能であり、事実これに同調する意見も多かった。とにかく、王にしてみれば、自己の裁判所の拡充をめざし、領主が主宰する裁判所を、自身の手中に納めるべく、虎視眈々としていた。こうした意図にもかかわらず、領主裁判の制度を廃絶しようという王の目的は、部分的にせよ、達成できなかった。それどころか、王をはね除け、孤高を保つ領主すらいた。<sup>(5)</sup> 王はただ領主から裁判所を買収するというだけで満足しなければならない。しかし買収ということも、例外的ですらある。領主の主宰する裁判所は王の下に吸収されたが、これはもっぱら命令に対する違反行為から没収を受けたということに起因したのであった。

領主の裁判所はその根を深く下していた。<sup>(6)</sup> それだけにまた革命に際し、領主の裁判所の非を数ずる声も高かった。しかし一方では、領主の裁判所の効力を主張する者も出た。挙句は、その復活すという始末。領主の裁判所をめぐるのは、場所により評価がまちまちであり、身近かなところで決が可能であれば、経費も節約できるというのが、領主の裁判所を支持する側の重要な理由となっていた。陳情書でもこれに類する主張が目立つ。実際は氣息奄奄というところでも、領主が主宰する大部分の裁判所は革命まで、その特権を行使し続けていたとみていい。

(1) この点に触れたものに、VILLERS R., *Observations sur «Fief et Justice» dans les coutumes de l'Ouest*, 1951 がある。

(2) こうした地方としては、例えば、Bretagne, Anjou, Maine が挙げられようか。

(3) その模様を知るには、BAUDOUIN, *Les justice seigneuriales dans la Marche et le Limousin d'après les cahiers de 1789*, Révolution française, 1889, p. 510 et suiv. のほか、BEAUCHET-FILLEAU, *Mémoire sur les justices royales, ecclésiastique et seigneuriales du Poitou*, Mém. Soc. Ant. Ouest, XI, p. 417 を、また Bussière, *Etude historique sur la Révolution en Périgord*, p. 142 を、参看。

(4) GIFFARD, *ouv. cit.* を参照。

- (5) GIFFARD, p. 162 に。  
 (6) 一例を, GIFFARD, p. 109 に, 知れ。Bretagne では, 王の割込む余地とてない。  
 (7) LEFEBVRE G., *Les Paysans du nord pendant la Révolution française*, 1927, p. 125 に注意。

三

にもかかわらず領主の裁判所は王の裁判所の発展のなかで、おいおいその力を弱めていった。早くも 16 世紀には衰退の傾向を示し始めている。18 世紀にはいけば、すでにそれは亡霊というにも等しかった。こうした評価には誇張が含まれるが、領主のなかには王の進出を前に、裁判所を投出してしまふ場合すらあった。とくにそれは、中ないし小の規模の裁判所を主宰する領主の間において著しいといわれた。しかし大きい裁判所を主宰する領主のなかには、王の妨害をはね返し、王に対し決定的な優勢を誇る者もあった。そしてこうした領主の下、事件の大部分が処理されるという場合が確認されている。<sup>(1)</sup>

こうした裁判所であるわけだが、もう刑事事件は扱わない。刑事裁判はすでに王により吸収されている。領主が主宰する裁判所ではもっぱら民事を担当していた。しかし最重要な任務といえ、単に村の秩序の維持ということになった。今や領主裁判の働く分野は相当に限定されたものになってしまった。強いていえば、土地の移転をめぐる係争に、領主の裁判所は忙殺されることになった。<sup>(2)</sup>しかし通例は、村のなかの小事件に終始するという場合が多く、18 世紀を通じ領主の裁判所の活動は目立って後退を続けたのであった。年間たった 4 件という場合もある。<sup>(3)</sup>こうした状態が続く限り、裁判により領主が恩恵を受けるということはない。違反に対しては罰金が取立てられるわけだが、その額も地方により違い、また判決により上下したのであった。5 ソル、60 ソル、75 ソルという。今や民事裁判により、収入はないも同然である。また無主地を没収できるというケースも少なかった。追放はごく例外的で、これにより土地を増すことが可能というわけのものでもない。むしろ裁判所の維持は領主にとり重い負担に感じられた。経済的には、こうも利点がないにもかかわらず、領主はなおも裁判所を固執したのであった。領主が裁判所を固執するのは、実益があるからではなく、虚栄を満足するためというほかない。にもかかわらず、専用の建物を準備する気などまったくなかった。裁判所といっても、必要に応じ仮設されたに過ぎない。従って設備も貧弱であった。

- (1) GIFFARD, p. 109 の指摘。  
 (2) その一例が, LEMERCIER P., *Les justices seigneuriales de la region Parisienne de 1580 à 1789*, 1933 に。  
 (3) BATAILLON, p. 141 のほか, p. 166 参看。

葡 萄 の 奪 回

一

葡萄を取入れる日については、領主の指示に従わなければならない。これに違反すれば、罰金が課された。そればかりか、取入れた分は没収。かかる命令だが、葡萄産地ではかなり固く守られていた。にもかかわらず、18世紀を通じ、この命令に素知らぬ態度を示すところが目立ち始めた。<sup>(1)</sup>

この種の命令だが、それを発することができる領主は、ところにより違うが、結局のところ裁判所を主宰する領主。かかる領主の下、葡萄の取入れについて日が一定化された狙いというのは、現物家産税の徴収を能率的に進めようとしたところにあった。取入れの日が一定化していれば、現物家産税の徴収のためそれほど手間がかかるまいと、領主はこの命令を出すことになったのである。こうした意図から発した命令であれば、それが領主自身の葡萄の取入れを拘束しないこというまでもない。むしろ領主は他に対し強要した日より1日か2日早く、自分のところの葡萄を取入れているのであった。指定日よりいくらかでも早く、取入れをすれば、労力の確保に有利なこというまでもない。従って領主が他に対し葡萄刈入れの日を指定した時、その背後には、労力の確保について、ことを自己に有利に運びたいとの含みがあったとみなければなるまい。

しかし領主が刈入れの日を指定しだについては、刈入れをいっせいに始めれば、盗みということが避けられるという配慮が働いた。従ってこの命令、葡萄栽培を垣のなかでおこない、そのため盗みということに何の心配もないところでは、無視していいとされたのも当然といわなければならない。彼は取入れについて自主的に振舞い得た。しかしかかる例外すら認めないところもあった。

ところがまた、領主が指示する日より前には、草刈りや刈入れをすることができなかった。違反に対しては、罰金が課された。こうした命令でも、葡萄の取入れの場合と同じく、18世紀にはいれば、そんな命令のことなど、誰も素知らぬばかりの顔である。とくに草刈りについて、この点、露骨であった。しかし刈入れをめぐるのは、若干のところはまだ、刈入れの日について、領主の指示を仰いでいる。もっともこれは、ごく例外的なことに属していた。

かかる命令だが、これを発することができる領主は、ところにより違っていた。場所によりそれが、裁判所を主宰する領主に限られていた。また場所によっては、裁判所を持たない領主でもいいとしている。しかしその場合、裁判所を主宰する領主に、かかる命令権がないというのではなかった。むしろこの種の命令では、裁判所を主宰する領主の発する命令に優位を与えようという。全体としてみた時、裁判所を主宰する領主により草刈りや刈入れの日が左右されたと考えていいのではないか。しかし領主の影響力たるや、葡萄の取入れに対し領主が与えたところに遠く及ばなかった

如くであった。

(1) 一端を、RAMIÈRE DE FORTANIER, *Les Droits seigneuriaux dans la Sénéchaussée et Comté de Lauragais* (1553-1789), p. 71 にみよ。

二

領主は自分の葡萄を高く売りたいと願っていた。それには領主だけ、配下の誰よりも早い時期に葡萄が売れるよう、何らか手段を講ずればいい。かかる手段として領主は、彼の指示する期間内<sup>(1)</sup>でなければ、配下の誰も自分の手で収穫した葡萄を販売できないということにした。かかる指示を出すことができたのは、裁判所を主宰する領主に限られていた。しかしこれは原則であり、原則通りことが運ばれる場合、これに対し、領主というからには、かかる指示を出すことができるのは当然とした場合、またその中間ともいったらいいが、裁判所を主宰する領主でなくとも、周囲の了解があれば、かかる指示を打出すこと可能とした場合、とにかく指示を出し得る領主が誰かをめぐっては、振幅が大きかった。

領主にしてみれば、自分の葡萄を高く売りたいのであろう。そのため配下の者に先んじて売ろうというのであった。領主は目的の達成に完璧を期すべく、配下の者が葡萄を販売する際、領主の貯蔵倉で、領主の管理下でおこなわしめた。とにかく領主は勝手であった。かかる勝手が許されるのを領主は、自分にだけ授けられる特権とみた。そしてこの特権を軽るんじた者に対し領主は、罰金を課すことにした。

領主の勝手の下、自分の収穫した葡萄だが、配下の誰も思いのまま処分できないというので<sup>(2)</sup>ある。これを不都合とみる向きも多くなった。そしてついには、領主のかかる専横を封じようという。こうした突上げのなかで、領主の指示が及ぶ範囲も上等の葡萄だけに限定されるということになってしまった。そればかりか、領主の指示に従い葡萄を販売するという場合も少なくなっていた。18世紀にはいれば、こうした指示が力を持たない場合すらあった。しかしかかるなかにあっても、多くの地方においては依然として、そうした指示が力を持ち続けていた。違反に対し罰金を強化する場合すら確認<sup>(3)</sup>されている。こうした措置にもかかわらず、自分の葡萄に限り高く売らなければならないとする野心を、領主は確かなものとするができなかった。その代償の積りだろうが、一定の金額を要求したことからすれば、自分の葡萄に限り高く売りたいとの一心は、領主においてかなり強いものであったとしなければなるまい。特権の貫徹を妨害された時、領主は残念がることしきりであった。

葡萄を高く売ることにかけての領主の期待は大きかった。しばしば領主は期待に胸はずませ、葡萄を不当に高く売るといふ暴挙に出た。かかる暴挙を前に王は、領主だけが自分の葡萄を誰よりも先

フランスにおける土地所有と領主

に売れるとしたことに対し深い疑いを持ってしまった。その挙句王は領主に対し、かかる特権の座から下りることを迫るのであった。単に下から突上げが強かったというばかりではない。自分の葡萄により特別に儲けようという領主の打算をめぐっては、四面楚歌というに近かった。<sup>(4)</sup>

- (1) étanche, vet de vin, ban de mai, maïade, maïesque と出ているのも、これ。
- (2) その模様を、例えば HOFFMANN, *L'Alsace au XVIII<sup>e</sup> siècle*, 1907, III, p. 43 et suiv. にみよ。
- (3) HUBRECHT, *Le régime seigneurial dans la région sédanaise*, Ann. hist. de la Rév. Fr., 1937, p. 12 に注意。
- (4) 陳情書でも、廃止論が繰返された。CHAMPION E., *La France d'après les cahiers de 1789*, 1897, p. 163 を参照。

(経済学部教授)